

お亡くなりになった方が下記に該当する場合は担当課での手続きが必要です。
(死亡用)

令和7年4月1日

該当項目	☑	窓口番号	担当課名	手続きの名称	必要なもの
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。		⑤	障害福祉課	手帳の返還等の手続き	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証、旅券など)
療育手帳(愛の手帳)をお持ちの方。		⑤	障害福祉課	手帳の返還等の手続き	療育手帳(愛の手帳)
扶養共済制度に加入しており、加入者の生存中に心身障害者が死亡した場合。		⑤	障害福祉課	扶養共済制度・弔慰金支給申請	加入証書 口座追加証書 加入者の住民票の写し 障害者の住民票の除票(マイナンバーの記載のないもの) 加入者の銀行口座番号が分かるもの
扶養共済制度年金受給権者が死亡した場合。		⑤	障害福祉課	扶養共済制度年金受給権者死亡届	年金受給権者の住民票の除票の写し 年金証書
扶養共済制度加入者が死亡した場合。		⑤	障害福祉課	扶養共済制度年金支給請求	加入証書 口座追加証書 加入者の死亡診断書(原本または原本証明のあるもの) 加入者の住民票の除票の写し(マイナンバーの記載のないもの) 障害者の住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの) 年金管理者の住民票の写し(指定している場合(マイナンバーの記載のないもの)) 振込先(障害者、年金管理者、成年後見人)の銀行口座番号が分かるもの
障害者総合支援法及び児童福祉法の福祉サービス又は、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)を利用している方。		⑤	障害福祉課	福祉サービス又は自立支援医療の手続き	福祉サービス受給者証又は自立支援医療受給者証
障害者福祉手当を受給している方。		⑤	障害福祉課	資格喪失届の手続	ご遺族の銀行等口座番号が分かるもの 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(愛の手帳)
障害者医療費助成を受給している方。		⑤	障害福祉課	受診証の返還	受診証
65歳以上の方。		⑥	介護保険課 又は支所	介護保険被保険者証の返還	介護保険被保険者証 相続人の銀行等口座番号が分かるもの
要介護認定を受けている方。		⑥	介護保険課 又は支所	介護保険被保険者証等の返還	上段の持ち物に加え、 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ) 社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(お持ちの方のみ)
次の助成券等を交付されている方。 ・入浴助成券 ・福寿カード・福寿手帳 ・運転免許証自主返納者等支援事業助成券 ・訪問理美容サービス助成券		⑧	高齢者 いきいき課	助成券等の返還	該当項目に記載されている助成券等

次の事業を利用している方。 ・高齢者見守り登録 ・緊急通報装置の貸出 ・認知症高齢者等早期発見支援事業(GPS端末の貸出) ・配食サービス(高齢者向け) ・徘徊高齢者SOSネットワークシステムの登録 ・終活情報登録		⑧	高齢者 いきいき課	登録解除・廃止	担当課へお問い合わせください。 0467-61-3899(直通)
国民年金加入中、又は60歳以上65歳未満で、年金をまだ受給していない方。		⑨	保険年金課	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求手続き。 ※厚生年金加入中に死亡した場合は年金事務所での手続きとなります。	担当課にお問い合わせください。 0467-61-3963(直通) ※厚生年金については藤沢年金事務所 電話0466-50-1151、予約受付専用電話 0570-05-4890
年金を受給している方、又は65歳以上で年金の請求をしていない方。 ※厚生年金(共済年金)の加入記録がある方。		—	—	未支給年金・未支払給付金(死亡届)の請求手続き。 ※老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の未支給年金の請求手続き。どこの年金事務所でも手続きは可能です。ご不明な点は保険年金課年金担当にお尋ねください。	年金事務所にお問い合わせください。 (鎌倉市の管轄は藤沢年金事務所 電話0466-50-1151) 予約受付専用電話0570-05-4890 ※共済年金のみを受給している場合は、手続き先は各共済組合事務局となります。
年金を受給している方、又は65歳以上で年金の請求をしていない方。 ※国民年金のみ加入(第1号被保険者期間のみ)の方。		⑨	保険年金課	未支給年金・未支払給付金(死亡届)の請求手続き。 ※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみを受給している方が死亡した場合は、市役所でも未支給年金の請求手続きが可能です。(厚生年金を併給している方は除く)	担当課にお問い合わせください。 0467-61-3963(直通) ※藤沢年金事務所でも手続き可能です。電話0466-50-1151、予約受付専用 番号0570-05-4890
国民健康保険に加入している。		⑩	保険年金課 又は支所	葬祭費の申請 資格確認書又は被保険者証の返還 資格確認書又は被保険者証の差替え (世帯主に変更がある場合)	資格確認書又は被保険者証 喪主であることがわかるもの(葬儀の会葬 礼状や領収書等) 喪主の銀行等口座番号がわかるもの 0467-61-3953(直通)
後期高齢者医療制度に加入している方。		⑫	保険年金課 又は支所	葬祭費の申請 資格確認書又は被保険者証の返還 保険料の精算	資格確認書又は被保険者証 喪主であることがわかるもの(葬儀の会葬 礼状や領収書等) 喪主・相続人の銀行等口座番号がわかるもの 0467-61-3961(直通)
市民税・県民税が課税されている、又は課税が見込まれる方。(前年中に一定以上の所得がある方)		⑯	市民税課	納税通知書送付先の届出(市民税・県民税の納税通知書の送付先をお知らせいただくものです。)	・手続者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
市民税・県民税、軽自動車税が課税されている方、又は市民税・県民税の課税が見込まれる方。(前年中に一定以上の所得がある方)		⑯	市民税課	相続人代表者の届出	手続者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
被爆者援護資格認定証をお持ちの方。		⑳	生活福祉課	認定証の返還等の手続き	認定証 ご遺族の銀行等口座番号が分かるもの 故人とご遺族の関係性が分かる書類
犬を所有されている方。		㉑	環境保全課	犬の登録変更の届出	犬鑑札
住民基本台帳カードをお持ちの方。		㉒	市民課 又は支所	カード返納の届	住民基本台帳カード

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している。 または高校を卒業する年代まで(満18歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方。		㊹	こども家庭相談課	受給者の変更 又は喪失等の届出 →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせください。 内線2375
18歳未満のお子さんを養育している方。		㊹	こども家庭相談課	ひとり親家庭等医療費助成受給 の手続き (所得制限があります) →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせください 内線2375・2658
鎌倉市に山林を所有している方。		本庁舎 3階	みどり公園課	森林の土地所有者の届出	担当課へお問い合わせください。 0467-61-3486(直通)
市営住宅に入居している方。		本庁舎 4階	都市整備 総務課	市営住宅明渡し又は承継、世帯 員変更の手続き	都市整備総務課住宅担当にお問い合わせ ください。 0467-61-3679(直通)
鎌倉市に農地(田・畑)を所有している方。		本庁舎 4階	農業委員会 事務局	相続等により農地の権利を取得 したことの届出	担当課へお問い合わせください。 内線2482
上下水道料金の減免を受けていて、減免理由をお持ちの方が死亡した場合。		本庁舎4階	下水道経営 課	減免解除	下水道経営課料金担当にお問い合わせ ください。 0467-61-3719(直通)
不動産をお持ちの方。		その他	不動産を管轄 する法務局	相続による所有権移転登記の 申請	法務局へお問い合わせください。 横浜地方法務局湘南支局 0466-35-4620
占用橋をお持ちの方。		本庁舎4階	道水路管理 課	占用者変更の手続き	担当課へお問い合わせください。 内線2389

問い合わせ … 鎌倉市役所 0467(23)3000

令和7年4月1日改訂

※なお、印鑑登録は、死亡日をもって、抹消されます。廃止の手続きは必要ありません。

※死亡した方が世帯主の場合、次の世帯主は配偶者の方に変更しています。

(配偶者がいない場合は同世帯の方のうち、いずれかに変更しています)

他の方を世帯主とされたい場合には、本庁または支所にて、世帯主変更の手続きを行ってください。(担当課：市民課)